

○川崎市アートセンター条例

平成18年10月10日 条例第62号

改正

平成19年11月30日 条例第51号

令和4年10月21日 条例第41号

川崎市アートセンター条例

(目的及び設置)

第1条 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与するため、川崎市アートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号とする。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関すること。
- (2) 芸術文化の鑑賞会を開催すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。
- (4) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 芸術文化に関する活動の支援に関すること。
- (6) 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関すること。
- (7) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

- (1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後10時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適當であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入館の制限)

第19条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項並びに第20条の規定は、公布の日から施行する。（平成19年10月17日規則第89号で平成19年10月31日から施行）

附 則（平成19年11月30日条例第51号）

この条例は、平成19年12月15日から施行する。ただし、第1条中川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例第2条の表麻生区の項区域の欄の改正規定及び第3条の規定は、同月3日から施行する。

附 則（令和4年10月21日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

1 施設利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～10時30分	9時～10時30分
劇場	14,250円	28,510円	35,640円	71,290円
楽屋	610円	1,220円	1,520円	3,050円
映像ホール	4,070円	8,140円	10,180円	20,370円
映像編集室	3,660円	4,880円	5,500円	14,040円
録音室	2,440円	3,250円	3,660円	9,350円
工房	1,320円	1,730円	2,030円	5,080円
研修室	810円	1,010円	1,220円	3,040円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の施

設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

- 3 劇場を練習、準備等（公演日における練習、準備等を除く。）のために利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 設備利用料

単位	金額
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワット その他1単位 1回	7,120円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。